

各府省等 秘書課長・人事課長 殿

国税庁 課税部 個人課税課長
長官官房 企画課長

**令和3年分所得税等の確定申告に向けたe-Taxによる申告の周知について
(協力依頼)**

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症など最近の社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年分所得税の確定申告に向けて以下の事項について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 自宅からのe-Taxに関する職員への周知のお願いについて

例年、確定申告期には各地の税務署が運営する確定申告会場を多数の納税者が訪れており、令和3年分確定申告期においても、前年に引き続き、換気・消毒の徹底や社会的距離の確保といった基本的な感染防止策等に加え、自宅からのe-Taxによる申告を広く呼び掛けて来場者の削減を試みる等の取組を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減に努める予定です。

各府省等におかれては、職場内の感染リスク軽減のためにも、職員に対し、確定申告等を行う際には、確定申告会場へ赴くことなく、自宅からe-Taxを利用した申告手続等を行っていただくよう周知をお願い申し上げます。

また、政府全体として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に取り組んでいるところ、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告は、マイナンバーカードの利活用促進の観点からも重要でありますので、職員への積極的な周知について、御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、令和3年分確定申告に向けては、特にマイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告の利便性が更に向上する予定ですので、周知に当たっては、別添1及び別添2を活用いただき、自宅からのe-Taxによる申告を積極的に周知いただくようお願い申し上げます。

(別添資料)

別添1 「申告書の作成・送信は国税庁ホームページから」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

別添2 「令和3年分確定申告からさらに広がる自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

2 関係民間団体等への周知のお願いについて

上記1のとおり、確定申告会場における新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点から、自宅からのe-Taxによる申告を広く呼び掛けているところ、各府省等の関係民間団体や所管独立行政法人等に対しましても、別添1及び別添2を活用いただき、確定申告等を行う際は、確定申告会場へ赴くことなく、自宅からe-Taxを利用した申告手続等を行っていただくよう周知をお願い申し上げます。

ご自宅からのe-Tax申告のご案内 (別添1)

申告書の作成・送信は 国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



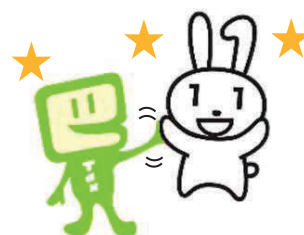
自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダーライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ
（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

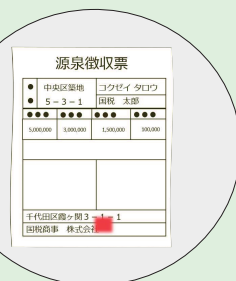
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードリーダーライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (NEW)
- (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） (NEW)

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 (NEW)
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの
動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

確定申告 × マイナポータル

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力！

注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の医療費通知情報（保険診療分）が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。

マイナポータル連携
特設ページはこちら



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2

マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら



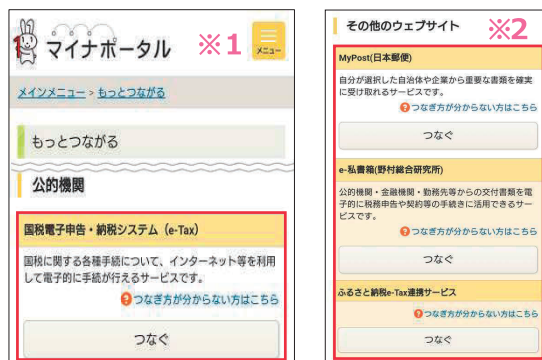
STEP 3

マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax (※1) 及び
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4

証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）
がマイナポータル連携に対応していることと、
どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手
続を行います。
手順方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れ
で行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書等発行元一覧はこちら



STEP 5

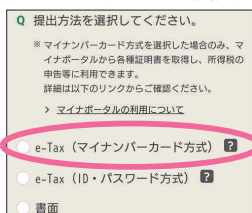
確定申告書等を作成

確定申告

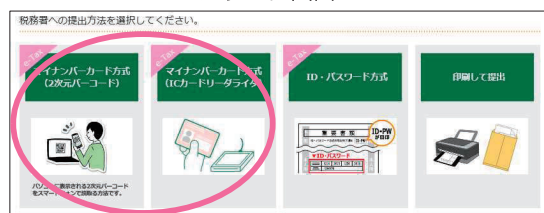


確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。